

5. 介護保険以外の福祉サービス

介護保険とともに、介護保険を使わずに利用できる高齢者在宅福祉サービス・高齢者一般向け助成制度・在宅で介護をする方への助成制度を実施しています。

◆介護保険を使わずに生活支援を受けられるサービス(在宅福祉サービス)

生きがい推進係 22-9617

主に一人暮らしや高齢者のみの世帯で、生活の支援を必要としている方を対象としたサービスです。高齢者の自立した生活の維持を支援することで、要介護状態になることを遅らせたり、要介護度の重度化を防止したりすることがねらいです。 ※申請方法は→P56

①配食サービス

業者が弁当を届けます。(利用者の安否確認も兼ねています。)

対象者	65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯で、調理や食材の買物が困難な方
回数上限等	週5食まで(原則1日1食)
金額等	1食あたり200円を市が補助

②軽度生活援助事業

軽易な日常生活上の援助を行ないます。《例》除草・掃除・家周りの手入れ 等

対象者	65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯の方
回数上限等	月4時間まで
金額等	自己負担額は利用者の介護保険料所得段階によります。 1～3段階 … 30分/200円 (※介護保険料の決定方法はお問い合わせいただくか、 4段階以上 … 30分/300円 小山市ホームページにて確認いただけます。)

③寝具洗濯乾燥消毒サービス

業者が数日間寝具を預かり、洗濯・乾燥・消毒を行い、自宅まで届けます。

対象者	65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯の方
回数上限等	年度内に2回まで。1回につき寝具3種類まで
金額等	自己負担額は1回/1,000円

④医療機関への移送サービス

自宅と医療機関の往復に利用できるタクシー券を交付します。自宅から医療機関までの距離による定額料金で利用できます。

対象者	以下(1)、(2)に該当する方 (1)65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯の方 (2)公共交通機関の利用が困難で、自家用車の利用もできない方
回数上限等	月2回(片道で1回)
金額等	自己負担額は自宅から医療機関までの距離に応じて決まります。 1回あたりの利用料金 3kmまで… 400円 6kmまで… 800円 9kmまで… 1,650円 12kmまで… 2,450円 15kmまで… 3,100円 18kmまで… 4,200円

⑤短期入所事業(ショートステイ)

災害や介護放棄等の理由により、在宅における生活が困難となった高齢者の方を一時的に施設で保護します。

対象者	介護保険の認定を受けていない 65 歳以上の方のうち、下記(1)または(2)どちらかに該当する方 (1)一人暮らし等で、災害等により一時的に施設での保護が必要な方 (2)介護放棄、虐待を受けており一時的に施設での保護が必要な方
回数上限等	年度内に 7 日まで
金額等	自己負担額 入所料金 最低 1 日/917円～ ※食費は自己負担 送迎料金 片道/374円

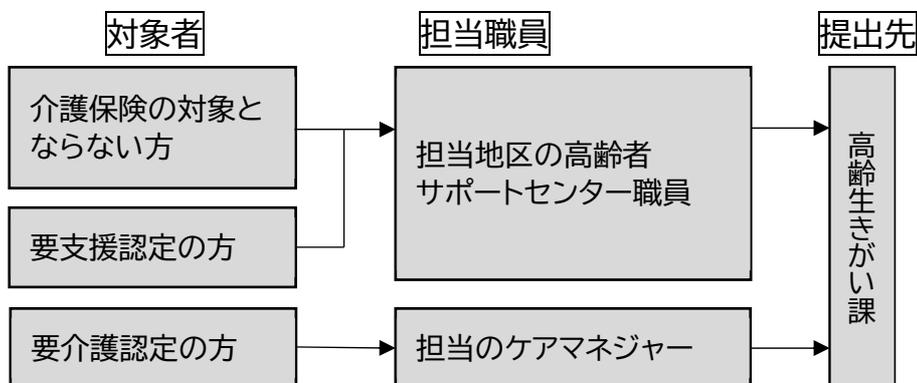
⑥日常生活用具の給付・貸与

火災予防のための器具(電磁調理器、火災警報器、自動消火器)の給付、または寝台(介護用ベッド)の貸与を行います。

給付	対象者	65歳以上の一人暮らし高齢者等で、認知症などによる心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要な方
	金額等	自己負担額は器具の料金の 1 割
貸与	対象者	65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯の方で、介護保険の対象とならない方
	金額等	自己負担額は月/500 円
回数上限等	年度内に給付または貸与いずれか 1 品目利用可	

●在宅福祉サービスの申請方法

サービスをご利用希望の方は以下の担当職員へご相談下さい。
(各職員が申請書を作成し、高齢生きがい課へ申請します。)



◆高齢者一般向け助成制度

生きがい推進係 22-9617

高齢者一般の健康維持等を目的としたサービスです。

①緊急通報装置の貸与

高齢者の急病や災害時に迅速な対応が図れるよう、緊急通報装置を貸与します。

対象者	下記(1)または(2)どちらかに該当する方 (1)65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯の方 (2)一人暮らしの重度身体障害者(身体障害者手帳 1・2 級所持者)、精神障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方
金額等	原則貸出無料。他有料サービスあり。
申請方法	お住まいの地区担当の民生委員にご相談ください。 ※民生委員が不明な場合は、高齢生きがい課にご連絡ください。

②老人性白内障特殊眼鏡等購入費助成金

老人性白内障手術後の視力矯正のための眼鏡レンズ等の購入費を助成します。

対象者	下記(1)～(3)全てに該当する方 (1)手術をした日において65歳以上の方 (2)視力矯正のため、補助眼鏡等を使用する必要があると医師が認めた方 (3)市税の滞納がない方 ※申請期限…手術をした翌月から1年以内												
回数上限等	1名につき眼鏡レンズは1対、コンタクトレンズは2眼まで												
助成額	補助額は以下の通り <table border="1"> <thead> <tr> <th>レンズの種類</th> <th>補助額</th> <th>上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助眼鏡レンズ</td> <td>購入費×1/2</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>コンタクトレンズ</td> <td>購入費</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>特殊眼鏡レンズ</td> <td>購入費</td> <td>30,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※レンズ以外(フレーム等)購入費は補助対象外です。	レンズの種類	補助額	上限	補助眼鏡レンズ	購入費×1/2	10,000円	コンタクトレンズ	購入費	25,000円	特殊眼鏡レンズ	購入費	30,000円
レンズの種類	補助額	上限											
補助眼鏡レンズ	購入費×1/2	10,000円											
コンタクトレンズ	購入費	25,000円											
特殊眼鏡レンズ	購入費	30,000円											
申請方法	高齢生きがい課窓口へ所定の申請書様式にて申請。												

③はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧施術費助成券

はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧の施術費の助成券を交付します。

対象者	下記(1)・(2)全てに該当する方 (1)当該年度の4月1日において70歳以上の方、または65歳以上で身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方 (2)市税の未納がない方
回数上限等	施術費助成券を年度内に6枚交付。
助成額	施術1回につき800円(助成券1枚)
申請方法	高齢生きがい課窓口または各出張所窓口へ所定の申請書様式にて申請。

④シルバーカー購入費助成金

シルバーカー(高齢者が歩行の補助に使う四輪の手押し車)の購入時の費用の一部を助成します。

対象者	下記(1)～(4)全てに該当する方 (1)シルバーカーを購入する日において 65 歳以上の方 (2)要支援 1・2 または要介護 1・2 認定の方 (3)歩行の際に杖等の補助を必要とする方 (4)市税の滞納がない方 ※申請期限…シルバーカー購入日から 1 年以内
回数上限等	1 人につき 1 台まで
助成額	シルバーカー購入費×1/2 で、上限 6,000 円
申請方法	高齢生きがい課窓口へ所定の申請書様式にて申請。



◆在宅で介護をする方への助成制度 生きがい推進係 22-9617

自宅で要介護高齢者の介護を行う方への支援を目的としたサービスです。

①在宅ねたきり老人等介護手当

在宅での介護を行っている方の慰労のため、介護手当を支給します。

対象者	市内在住で下記に該当する方〔(1)～(4)すべて該当する方〕を在宅で介護する方。 (1)65 歳以上の高齢者 (2)要介護 4・5 の方 (3)引き続き 3 か月以上市内に住所を有する方 (4)引き続き 3 か月以上居宅において生活している方									
助成額	介護を受けている本人や家族の所得に応じて決定する「介護保険料所得段階」によって支給額が決まります。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保険料所得段階</th> <th>支給額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3 段階</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>4～7 段階</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td>8 段階以上</td> <td>支給対象外</td> </tr> </tbody> </table>	保険料所得段階	支給額(月額)	1～3 段階	10,000 円	4～7 段階	5,000 円	8 段階以上	支給対象外	※介護保険料の決定方法は お問合せいただくか、市ホームページにて確認いただけます。
保険料所得段階	支給額(月額)									
1～3 段階	10,000 円									
4～7 段階	5,000 円									
8 段階以上	支給対象外									
申請方法	高齢生きがい課窓口へ所定の申請書様式にて申請									

②家族介護用品(紙おむつ券)給付事業

在宅介護を行っている家族の経済的負担軽減のため、紙おむつ購入の助成券を支給します。

対象者	<p>市内に住所を有し、市県民税非課税世帯で在宅介護を必要とし、常時紙おむつの使用を必要とする方で、下記(1)(2)の要件のいずれも該当する方を介護する、市内に住所を有する家族。</p> <p>(1)申請日に要介護1～5の認定を受けている方</p> <p>(2)前年度に確定した市県民税課税状況で、非課税世帯であること。</p> <p>※身体障害者手帳交付者で、排泄管理支援用具(ストマ装具)の給付を受けている方、施設に入所している方・入院中の方、月半分(15日以上)ショートステイを利用されている方は対象外となります。</p>
回数上限等	<p>おむつ券交付枚数</p> <p>年度内最大12枚 申請は年度内1回のみとなります。</p> <p>※年度途中の申請の場合、支給枚数はその分少なくなります。</p>
助成額	おむつ券1枚で1,000円助成
申請方法	<p>高齢生きがい課窓口、または各出張所へ所定の申請書様式にて申請。</p> <p>申請書様式は同窓口、または各出張所にご用意しております。</p> <p>問合せ 高齢生きがい課 地域支援係 22-9616</p>

❖高齢者一般向け助成制度・在宅で介護をする方への助成制度 申請方法(一覧)

制度名	申請・相談先
老人性白内障特殊眼鏡等購入費助成金 シルバーカー購入費助成金 在宅ねたきり老人等介護手当	高齢生きがい課へ申請
緊急通報装置の貸与	民生委員へ相談
はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧施術費助成券	高齢生きがい課 または 各出張所へ申請
家族介護用品(紙おむつ券)給付事業	高齢生きがい課 または 各出張所へ申請

- ・申請書様式は同窓口で交付、または市ホームページにてダウンロードできます。
- ・申請書以外の必要書類等はお問い合わせいただくか、市ホームページにてご確認ください。
- ※郵送での申請も可能です。希望される方は、お電話にてお問合せください。